

八代市告示第20号

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表備考の規定による区域の区分を次のように定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、平成21年4月23日八代市告示第70号（騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度に関する区域の区分）は、平成24年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月30日

八代市長 福島和敏

区域	区域の区分
a 区域	平成24年3月30日八代市告示第17号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がAの地域
b 区域	平成24年3月30日八代市告示第17号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がBの地域
c 区域	平成24年3月30日八代市告示第17号（騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定）の地域の類型がCの地域